

第3章 地域別の保存活用計画

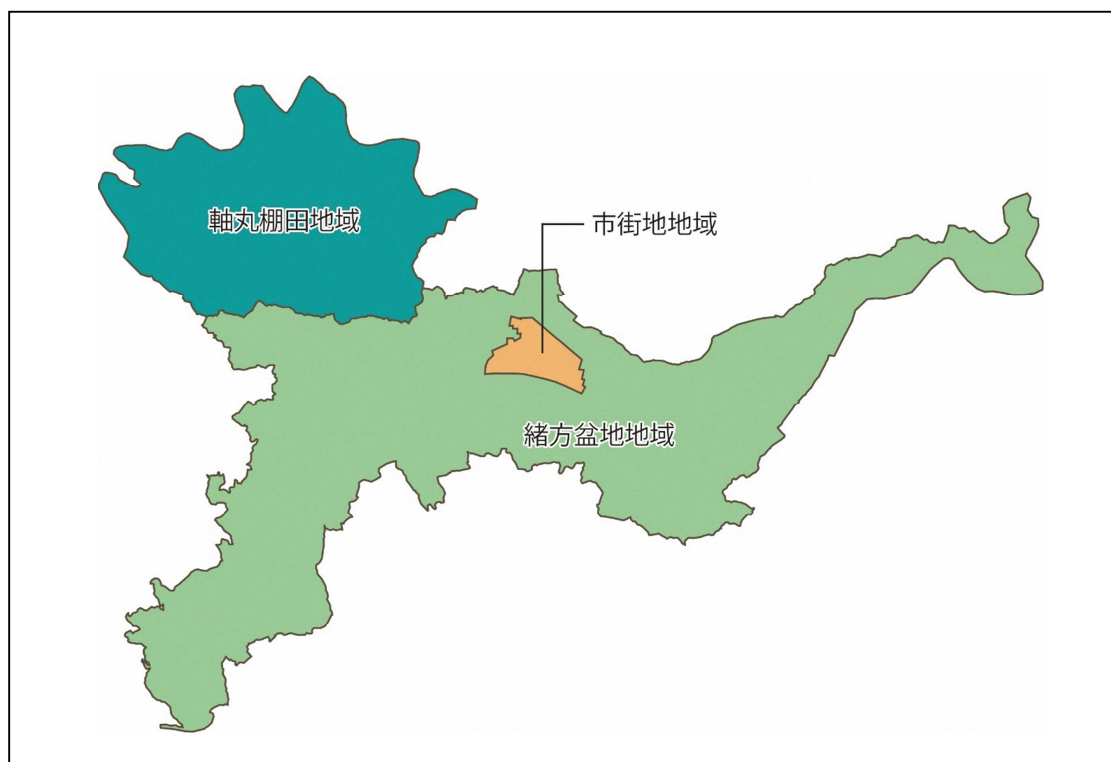


図 27 地域区分図

豊後大野市景観計画と連携しながら良好な景観の保全・形成に努めていくこととなるため、景観計画における区分をベースとし、地域全体を田園地域と市街地地域に大きく区分する。

さらに、田園地域においては、緒方川兩岸の段丘面に広がる水田景観が見てとれる「緒方盆地地域」と段丘面への灌漑用水の供給源として、かつ長距離水路の開鑿に伴い、棚田景観が広がる軸丸地区を「軸丸棚田地域」として区分する。

以下、3つの地域区分ごとに保存活用計画を列記する。

1 緒方盆地地域

中世以前・近世・近代という3つの画期を経て増えていった井路群、井路網により灌漑される大規模な圃場が形成された緒方盆地地域の景観の形成過程を今に伝える「土地利用」そのものを、将来にわたって保存していくため、農政の協力のもと、農業の振興を図り、農地の維持につなげてゆく。

さらに、本市の景観条例や景観計画に基づき、規制できる事案以外の開発行為・建設行為に対しては、企画や計画の段階から文化的景観への十分な配慮がなされるよう、景観の価値や特性に関する普及啓発、制度の周知に努め、林政や農政・観光行政・自然保護行政などの関係部署との連絡調整の体制を整える。開発行為に関しては、地域の歴史や伝統文化、自然環境への影響などについて考慮されるよう、地域住民や有識者の意見が反映できる体制の構築を図る。目指すのは現在の農村景観に変化を加えないことであり、働きかけを行っていく。さらに、文化的景観の価値を広く周知するため、案内標識や各地の視点場を整備し、また、来訪者の増加や産物の利用拡大につながるよう、道の駅や農業・商工団体と連携を図る。

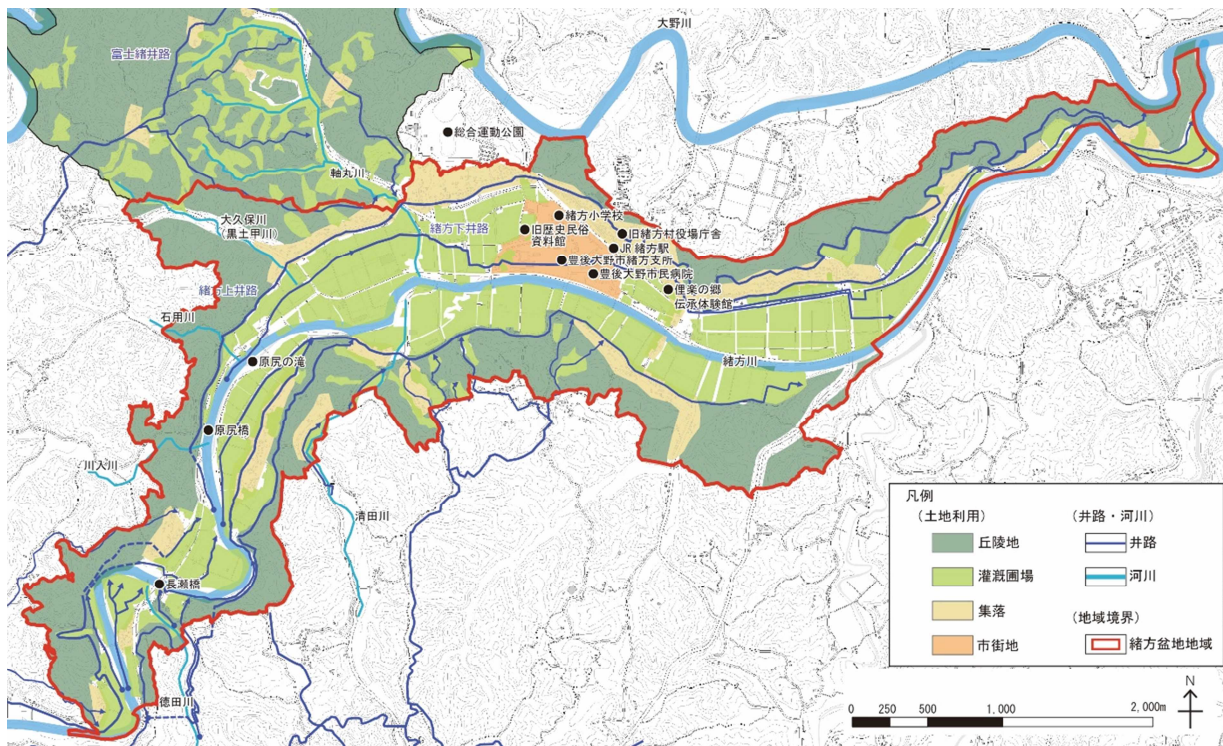


図 28 緒方盆地地域図

2 軸丸棚田地域

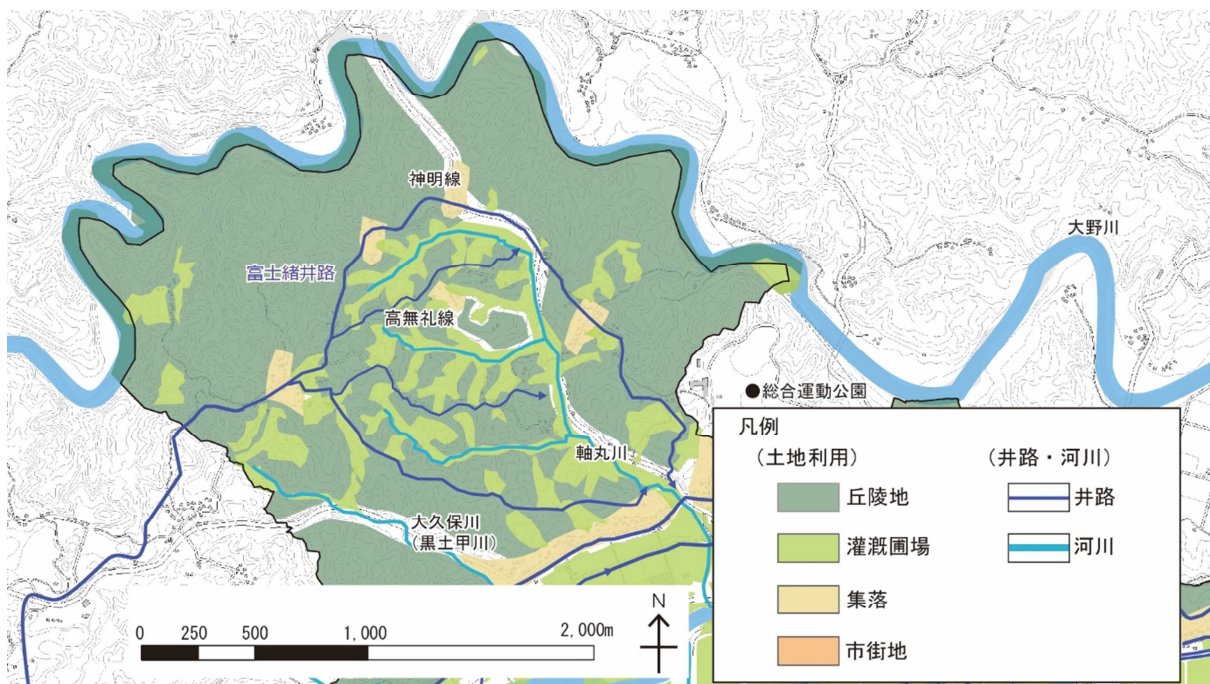


図 29 軸丸棚田地域図

現在維持されている棚田景観が、これ以上荒廃しないようにするため、軸丸南及び軸丸北地区の中山間地域集落協定及び農政との協力のもと、中山間地域等直接支払制度第5期で新設された「棚田地域等振興活動加算」等の取り組みの推奨により、農業の振興を図り、農地の維持といずれはブランド化することが望ましい棚田米の販売や都市との交流事業につなげてゆく。また、軸

丸棚田地域の景観の価値や特性に関する普及啓発や制度の周知に努め、林政や農政・観光行政・自然保護行政などの関係部署との連絡調整の体制を整える。軸丸北地区内に組織されたライスセンターや農家民泊2軒を拠点とし、都市部との交流や自然遺産を活かした観光客の誘致、棚田米の販路拡大をめざす。

3 市街地地域

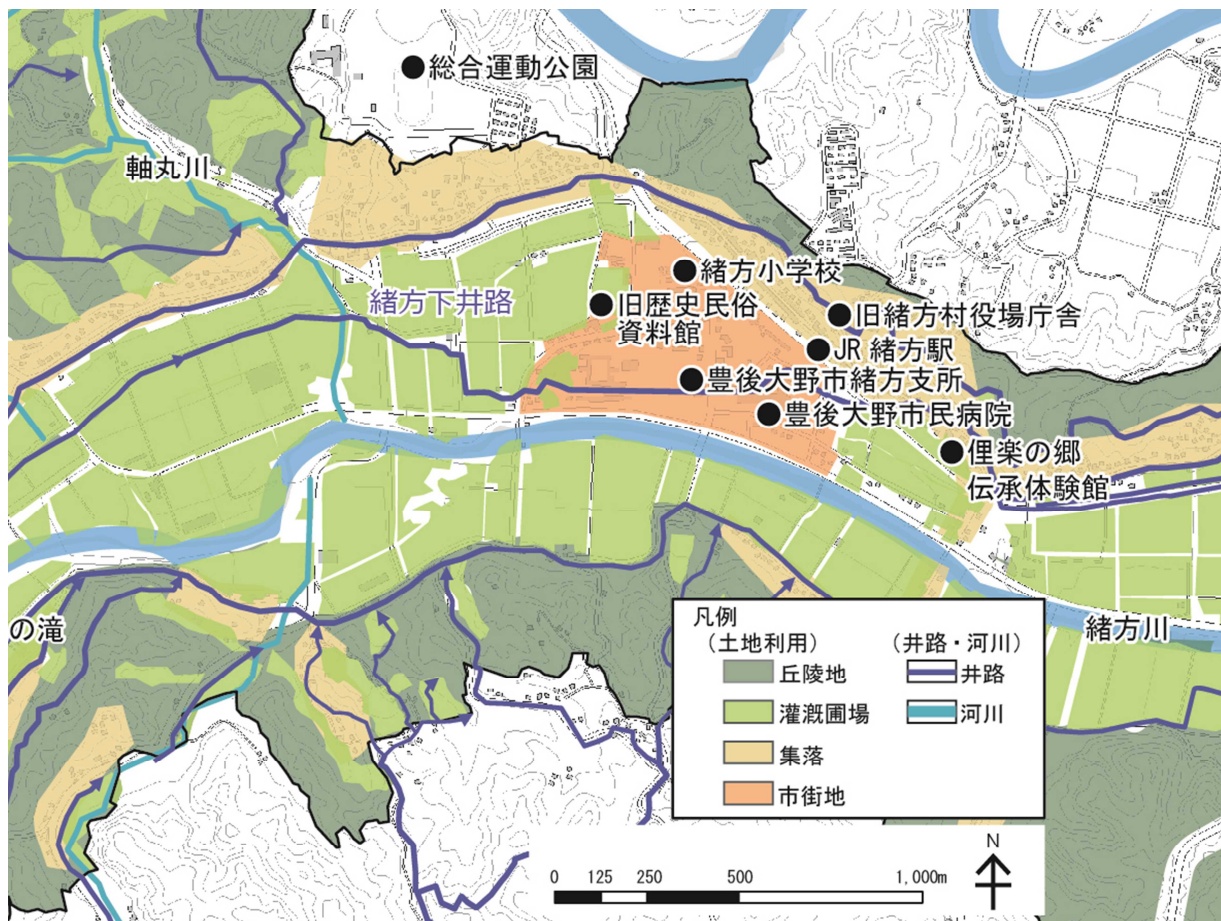


図 30 市街地地域図

文化的景観の玄関口となり得る JR 緒方駅を中心として、地元農産物マルシェ、軸丸棚田や自然環境の鑑賞会、フットパスの開催といった集客イベントの実施、現在改修中の国登録有形文化財である旧緒方村役場の将来的な視点場としての整備など、緒方盆地地域や軸丸棚田地域への導入エリア、市街地全体を「文化的景観の総合案内所」としての性格付けを強める。また、旧緒方工業高校の跡地利用や関係人口交流拠点施設として5つの機能スペース（テレワークが行える「コワーキングスペース」、地域の人々も気軽に利用できる「コミュニティスペース」、都市部の企業社員が入る「サテライトオフィススペース」、都市部の人々が訪れ、長期間過ごすことができる「ゲストハウス・シェアハウススペース」、ゆっくりとした時間が流れる雰囲気を持つ「カフェスペース」）が配置されることになる旧歴史民俗資料館の後利用を多様な交流の拠点と位置づけ、駅前等で点在する空き家、空き店舗等も活用しながら、当地域の景観の美しさをアピールポイントとし、新たな関係人口、交流人口の誘致策を講じていく。